



■ 制度概要

建築家と地球の会会員工務店が事業連携を行った家づくりができるよう、予め3つの契約方式を連携メニューとして確立し、スムーズな協業展開を図る。

※殊に、契約方式2・3は「若手建築家の登竜門」としての位置づけ。

■ 各契約方式について

人材育成や設計力向上など、目的に応じて下記3つの契約方式から連携内容を選択。

契約方式1 建築家と顧客の契約方式

契約方式内容	建築家の役割	設計料の目安
<ul style="list-style-type: none">・ 工務店が顧客に建築家を紹介し、顧客と建築家が契約を締結する。・ 施工は工務店が行い、設計監理は建築家が行う。・ 施主×建築家、施主×工務店の2種契約。	住宅の基本設計及び実施設計、並びに設計監理	建築費の <u>10%以上</u> (正規の設計料)

契約方式2 工務店と顧客の建築家紹介契約方式

契約方式内容	建築家の役割	設計料の目安
<ul style="list-style-type: none">・ 工務店が顧客に建築家を紹介し、設計契約は施主と工務店が行う。・ 工務店は建築家と設計委託契約を行う。	住宅の基本設計、実施設計、監修など	建築費の <u>2~8%以下</u>

契約方式3 工務店の外部設計協力方式

契約方式内容	建築家の役割	設計料の目安
<ul style="list-style-type: none">・ 工務店は顧客と設計施工の契約を締結し、設計者は工務店と契約する。	工務店の設計施工に対応する外部設計業務	建築費の <u>2~5%以下</u>

■ 制度利用にあたって（建築家会員の方へ）

添付の「建築家会員 入会申込書」内の契約方式欄にチェックを入れ、メール又はFAXにて、地球の会事務局までお送りください。

なお、ご記入いただいた内容は本制度を利用する工務店及び顧客へ開示致しますので、予めご了承くださいませよう願ひ致します。